

発生土利用基準（案）

一 目的

本基準（案）は、建設工事に伴い副次的に発生する土砂や汚泥（以下「発生土」という。）の土質特性に応じた区分基準および各々の区分に応じた適用用途基準を示すことにより、発生土の適正な利用の促進を図ることを目的とする。

二 適用

本基準（案）は、発生土を建設資材として利用する場合に適用する。ただし、利用の用途が限定されており、各々の利用の用途に応じた基準等が別途規定されている場合には、別途規定されている基準等によるものとする。

三 留意事項

本基準（案）を適用し、発生土を利用するにあたっては、関係法規を遵守し、特に生活環境の保全に留意しなければならない。

四 土質区分基準

(1) 土質区分

発生土の土質区分は原則としてコーン指数と日本統一土質分類を指標とし、表－１に示す土質区分基準によるものとする。なお、土質改良を行った場合には、改良後の性状で判定するものとする。

(2) 土質区分判定のための調査試験方法

土質区分判定のための指標を得る際は、表－２に示す土質区分判定のための調査試験方法を標準とする。

表－２ 土質区分判定のための調査試験方法

判定指標	試験項目	試験方法
コーン指数 *1)	締固めた土のコーン指数試験	JSF T 716
日本統一土質分類	土の工学的分類方法	JSF M 111
土 の 粒 度	土の粒度試験	JSF A 1204
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験	JSF A 1205
自然含水比	土の含水比試験	JSF A 1203

*1) 上記試験方法に準備する。ただし、１層ごとの突固め回数は、
25 回とする（参考表－１ 参照）。

*2) 改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。

五 適用用途標準（案）

発生土を利用する際の用途は、土質区分に基づき、表－３（表－３の１、表－３の２）に示す適用用途標準（案）を目安とする。

表－３の１ 適用用途標準案(1)

用 途 土質区分		工 作 物 の 埋 戻 し		道 路 (路 床) 盛 土		土 木 構 造 物 の 裏 込 め		道 路 路 体 用 盛 土	
		評 価	付 帯 条 件	評 価	付 帯 条 件	評 価	付 帯 条 件	評 価	付 帯 条 件
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるもの)	第1種発生土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
	第1種改良土	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—
第2種建設発生土 (砂質土礫質土及びこれらに準ずるもの)	第2a種発生土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
	第2b種発生土	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—
	第2c種発生土	○	粒度調度 安定処理	◎	—	◎	—	◎	—
	第2種改良土	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの)	第3a種発生土	○	粒度調度 含水比低下 安定処理	○	施工上の工夫 含水比低下 安定処理	○	施工上の工夫 含水比低下 安定処理	◎	—
	第3b種発生土	△	安定処理	○	施工上の工夫 安定処理	○	施工上の工夫 安定処理	◎	—
	第3種改良土	△	施工上の工夫	○	施工上の工夫	○	施工上の工夫	◎	—
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの(第3種発生土を除く))	第4a種発生土	△	安定処理	△	安定処理	○	施工上の工夫 含水比低下 安定処理	○	施工上の工夫 含水比低下 安定処理
	第4b種発生土	△	安定処理	△	安定処理	○	施工上の工夫 安定処理	○	施工上の工夫 安定処理
	第4種改良土	×		×		○	施工上の工夫	○	施工上の工夫
(泥土)*1 (浚渫土のうちおおむねqc2以下のもの及び建設汚泥)	泥土 a	△	安定処理	△	安定処理	△	安定処理	△	施工上の工夫 含水比低下 安定処理
	泥土 b	△	安定処理	△	安定処理	△	安定処理	○	施工上の工夫 含水比低下 安定処理
	泥土 c	×		×		×		×	

表-3の2 適用用途標準案(2)

用途 土質区分		河川築堤		土地造成				水面埋立て	
		高規格堤防		一般堤防		宅地造成		公園緑地造成	
		評価	付帯条件	評価	付帯条件	評価	付帯条件	評価	付帯条件
第1種発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるもの)	第1種発生土	◎	最大粒径・ 礫混入率注意	○	最大粒径注意 遮水排水対策	◎	最大粒径・ 礫混入率注意	◎	—
	第1種改良土	◎		◎		◎		◎	—
第2種発生土 (砂質土・礫質及びこれらに準ずるもの)	第2a種発生土	◎	最大粒径・ 礫混入率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径・ 礫混入率注意	◎	—
	第2b種発生土	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—
	第2c種発生土	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—
	第2種改良土	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—
	第3a種発生土	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—
第3種発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの)	第3b種発生土	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—
	第3種改良土	◎	—	◎	—	◎	—	◎	—
	第4a種発生土	○	施工上の工夫 含水比低下 安定処理	○	施工上の工夫 含水比低下 安定処理	○	施工上の工夫 含水比低下 安定処理	◎	—
第4種発生土 (粘土土質及びこれに準ずるもの、第3種発生土を除く)	第4b種発生土	△	安定処理	○	施工の工夫 安定処理	○	施工の工夫 安定処理	◎	—
	第4種改良土	△	安定処理	○	施工の工夫	○	施工の工夫	◎	—
(粘土)*1 (浚渫土のうちおおむね2以下のもの及び建設汚泥)	粘土a	○	施工上の工夫 含水比低下 安定処理	○	施工上の工夫 含水比低下 安定処理	○	施工上の工夫 含水比低下 安定処理	○	施工上の工夫 安定処理
	粘土b	△	安定処理	○	施工上の工夫 含水比低下 安定処理	△	安定処理	○	施工上の工夫 含水比低下 安定処理
	粘土c	×	△	×	△	×	△	△	安定処理

*1) 粘土のうち建設汚泥は、廃棄物処理法に定められた手続きが必要である。

凡例 [評価] ◎: そのままで使用可能なもの

○: 施工上の工夫、もしくは、簡易な土質改良(安定処理を含む)を行えば使用可能なもの

△: 安定処理法等の土質改良を行えば使用可能なもの

×: 使用が不適なもの

[付帯条件] —: 十分な施工を行えば、そのまま使用できるもの

△: 土質改良、施工上の工夫をしても、使用が不適なもの

表-1 土質区分基準

区分 (建設省令)	土質区分	コーン 指数 qc*3)	日本統一土質分類		備考*2)
			中分類	土質	
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに 準ずるもの)	第1種発生土	—	(G)	礫	・排水に考慮するが、 降水、浸出地下水等 により含水比が増加 すると予想される場 合は、建設省令の1 ランク下の区分とす る。 ・水中堀削等による場 合は、建設省令の2 ランク下の区分とす る。
	第1種改良土		(S)	砂 (改良土) *6)	
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及び これらに準ずるもの)	第2a種発生土	8以上	(GF)	礫質土	
	第2b種発生土		(SF)	砂質土(F c =15～25%)	
	第2c種発生土			砂質土(F c =25～50%)	
	第2種改良土			(改良土)	
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保 される粘性土及びこれ に準ずるもの)	第3a種発生土	4以上	(SF)	砂質土(F c =15～25%)	
	第3b種発生土		(M) , (C)	シルト、粘性土	
	第3種改良土		(V)	火山灰質粘性土	
				(改良土)	
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準 ずるもの(第3種発生土 を除く))	第4a種発生土	おおむね 2以上	(SF)	砂質土(F c =15～25%)	
	第4b種発生土		(M) , (C)	シルト、粘性土	
			(V)	火山灰質粘性土	
			(O)	有機質土	
	第4種改良土			(改良土)	
	泥土 a		(SF)	砂質土(F c =15～25%)	
(泥土) *1) (浚渫土のうちおおむ ね q c 2以下のもの及び 建設汚泥)	泥土 b	(M) , (C)	シルト、粘性土		
		(V)	火山灰質粘性土		
		(O)	有機質土		
	泥土 c	(Pt)	高有機質土		

*1) 泥土のうち建設汚泥は、廃棄物処理法に定められた手続きが必要である。

*2) 計画段階(堀削前)において土質区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な資料を得られない場合には、日本統一土質分類と備考欄の含水比(地山)、堀削方法から概略の土質区分を選定し、堀削後、所定の方法でコーン指数を測定して、土質区分を決定する。

*3) 所定の方法でモールドに締固めた試料に対し、ポータブルコーンベネトロメータで測定したコーン指数(参考表-1 参照)。

*4) 表中の第1種～第4種改良土は、土(汚土を含む)に改良材を混合し、化学的に性状を改良したものである。

例えば、第3種改良土は、第4種発生土または泥土を安定処理し、QC以上の性状に改良したものである。

*5) 含水比低下、粒度調整など物理的な処理を行った場合には、処理後の性状で再度判定し、改良土としてではなく、発生土として土質区分を判定する。

*6) 第1種改良土は、礫、砂状を呈するもの。